

国際トレンド



IFAC理事会 ニューヨーク会議報告

2017年6月15日から16日にかけて、国際会計士連盟(IFAC:International Federation of Accountants)理事会がIFAC本部(ニューヨーク)において開催された。当理事会には、IFAC会長を含む23名のボード・メンバー¹及びテクニカル・アドバイザー等が参加し、日本からは海野 正専務理事(テクニカル・アドバイザー)及び筆者が出席した。以下、理事会の概要等を報告する。

1. IFAC会長からの報告

前回理事会以降の会長自身の活動及びボード・メンバーのIFAC代表としての活動の紹介があった。具体的には、会長の国際統合報告評議会(IIRC)への参加、ウガンダで開催されたアフリカ会計士会議への参加、ドイツの職業会計士団体への訪問、日本で開催されたシンポジウムへの参加などの紹介と、アイルランド代表のポーランドで開催された会計士会議への参加、インドネシア代表のサウジアラビアで開催された会計士会議への参加、フランス代表のセネガル首相との対談とセネガル会計士協会への訪問、ナイジェリア代表のアフリカ会計士会議への参加などの紹介があった。

最近、会長の方針として、ボード・メンバーを積極的にIFAC代表として所属

する地域に関わる会議などに参加させていて、今回の報告では、実際にその結果が出ていることが認知された。また、会長が、日本で行われたシンポジウム(本誌2017年7月号に報告記を掲載)ではIT技術の進歩と会計士業務への影響について議論され、興味深かったことに言及した。

2. 基準設定審議会のガバナンス

2015年、モニタリング・グループ(MG)²からIFACに対して、職業会計士が利用する基準、特に、監査・保証基準及び倫理基準における、基準設定モデル³は、会計士の影響が強く、独立性に欠けているのではないかという問題提起がなされ、どのようなガバナンス構造を取るべきかについてIFAC、MG及びそのワーキンググループ(MG WG)との間で議論が続けられてきた。MG WGはガバナンス改革案を作成し、MGに提言することを目的としているが、MG WGはこれまでの議論を受けて、ガバナンス改革案のたたき台をMGに提出し、MGはたたき台と今まで直接対話してきた関係者との議論を参考にしながら、改革案を固めつつある。2017年5月に、IFAC会長、副会長、専務理事がMG議長と会い、当該改革案についての説明を受けたが、その内容

につき、ボード・メンバーに共有された。

今までMG WGが検討していたたたき台の主要論点は、①基準設定プロセスの監視組織をどうするか、②基準設定審議会の議長及びメンバーを推薦する指名委員会の議長及びメンバー構成をどうするか、③基準設定審議会の規模及び構成をどうするかという3点であった。このほか、今後の基準設定プロセスに重要な影響があるものとして、基準設定審議会の活動資金源をどうするか、基準設定審議会をIFACから分離独立させるべきかという論点もある。今般、MGは、IFAC執行部とMG WGで議論していた方向性とは異なる案を示したり、違う論点を新たに持ち出したりしたため、IFAC執行部は、MG及びMG WGと長い時間をかけて議論してきただけに、失望した旨のコメントをその場で伝え、後日、その旨のレターも送付したとのことである。

MGは、当改革案をコンサルテーション・ペーパーにして2017年7月中に発行し、2017年中には最終確定しようと計画している模様で、IFAC執行部はコンサルテーション・ペーパーが発行される前に、意見を述べる機会を得る見込みとのことである。

今後の対応について、IFACでは、

IFACの方針や考えをまとめたポジション・ペーパーを作成し(133頁参照)、各加盟団体に送付して、MGに関わる組織の関係者などに、このペーパーを使ってこの件で働きかけをするよう依頼することが計画されている。

基準設定審議会のガバナンスの見直しについては、過去にも基準設定審議会をIFACから分離させるという議論があり、その際には基準設定審議会を運営するための資金確保が難しいということで議論が立ち消えたものの、今回は、MGがガバナンス改革に対して強い意志をもって臨んでいると考えられる。

3. 2018年度の予算及び会費の予備案並びに会費計算式の見直し

IFACの2018年度予算及び年会費の予備案の説明があった。予算については、収入は前年比2%増の33.1百万米ドル、基準設定活動費は9%増の19.4百万米ドルなどの予備的提案が示された。会費については、各加盟団体の会費金額の予備案が示され、会費金額の1位は米国公認会計士協会の3.0百万米ドル(前年比2%減)、2位は英国勅許公認会計士協会の1.4百万米ドル(6%増)、3位はイングランド・ウェールズ勅許会計士協会の1.3百万米ドル(4%増)で、日本公認会計士協会は8位の0.8百万米ドル(11%減)となる予定である。当協会的大幅減の理由は、2017年まで計算式で定められたある条件によってかさ上げされていたものが該当しなくなったことと、為替レートの影響が主な要因である。

年会費の計算式については、2014年9月に当計算式がIFAC総会で承認された際、適用から3年目(2017年)に見直すことが約束された。見直す主な項目としては、各加盟団体の収入を基礎とし

た金額に乗じるパーセンテージ、かさ上げする場合の条件、最低年会費額、移行期間の取扱いである。計画・財務委員会(PFC)は、これらの項目を検討し、現在、35団体に適用されている最低年会費額5千米ドルを6千米ドルか7千米ドルに引き上げるという点以外は、現行のままに変更が必要ないとの判断をしている。今後、提示された2018年の年会費予備案などを基に、ボード・メンバーや加盟団体からフィードバックを受けて、さらに検討を進める予定である。

4. 指名委員会議長からの報告

指名委員会議長であるIFAC会長から、2018年に就任する基準設定審議会、理事会、委員会のメンバーの選任状況について報告があった。2016年11月に募集を開始し、2017年2月に申込みを締め切った、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)、国際会計教育基準審議会(IAESB)及び国際公会計基準審議会(IPSASB)の立候補者について、2017年4月の指名委員会にて、面接対象者を選考したとのことである。面接対象者は、2017年5月下旬から7月中旬の間に、指名委員会の指名されたメンバーと審議会の議長による電話での面接を受けることになっている。次回、2017年7月の指名委員会にて、面接の結果をレビューし、推薦者を決める予定である。

5. その他

- 第20回世界会計士会議が2018年11月5日から8日にかけてシドニーで開催されることにつき、オーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会の専務理事からPRが行われた。IFAC会長はオーストラリア出身で、地元で開催される世界会計士会議において会長の任期を終え、次期会長に交代することになる。

- IAASB、IESBA、IAESB及びIPSASBのそれぞれの議長から、主要な活動状況のアップデートと関連する課題について説明があった。これは毎年1回行われている。
- 南北アメリカ会計士連盟及び全アフリカ会計士連盟のそれぞれの会長から、この1年間の活動状況についてアップデートがあった。どちらも、各加盟団体の開発支援に注力しているとのことである。
- 次回の理事会は、2017年9月7日、8日にニューヨークのIFAC本部にて開催される予定である。

(IFAC理事会ボード・メンバー

染葉真史)

<注>

- 1 日本、米国(1団体から2名)、英国(3団体から2名)、アイルランド、ドイツ、フランス、ノルウェー(北欧諸国代表)、カナダ(1団体から2名)、ブラジル、オーストラリア(2団体から会長のほか1名)、中国、香港、インド、韓国、インドネシア、トルコ、南アフ

リカ、ナイジェリア、ジャマイカの各団体の代表から構成される。

- 2 MGは、証券監督者国際機構、監査監督機関国際フォーラム、バーゼル監督委員会、欧州委員会、財政安定理事会、保険監督者国際機構及び世界銀行の代表から構成され、IFACの基準設定などの公益活動を監視する公益監視委員会(PIOB:Public Interest Oversight Board)のメンバーを任命し、監視する役割を担っている。

- 3 現行の基準設定モデルは、2003年のIFAC改革提案及び2008年に合意されたMG憲章に基づいて確立されたものである。現行のモデルについては、PIOBが2015年9月15日に発行した英文文書「Standard Setting in the Public Interest: a Description of the Model(公益における基準設定:当モデルの解説)」(<http://www.ipiob.org/media/files/attach/SS-Model-Description-doc-Sept-15.pdf>)に詳しい。



www.ifac.org

Standard Setting in the Public Interest

Enhancements for the Future

Success with the Current Model

現行の基準設定モデルは民間セクターと公共セクターの協働を前提としており、すべての利害関係者が協力して公共の利益に対する義務を果たす場合において、公共の利益が最もよく保護されることを認識している。

重要なことは、このモデルが**10年以上**にわたって利用されており、世界中で広く受け入れられている質の高い基準を生み出しているということである。

- **100以上の国・地域**が国際監査・保証基準審議会（IAASB）と国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の基準を直接採用しているか、国内基準の基盤として使用している。多くの国・地域がこれらの基準を国内法に組み入れるか、国内基準として直接採用している。
- 抑制と均衡（Check and Balance）の機能が備えられ、監督機関がこれを監視し、いかなる利害関係者も基準の策定に過度の影響を及ぼすことがないように担保している。
- それぞれの基準設定審議会（SSB）は、多彩な専門的、職業的、地理的バックグラウンドを持つメンバーで構成されている。
- 広範な利害関係者の意見と懸念事項を代表する諮問アドバイザリーグループ（CAG）が存在し、基準の策定において専門的なインプットを提供している。
- 国際会計士連盟（IFAC）は資金や運営面で各SSBを支援しているが、各SSBの戦略、作業計画、基準の内容に影響を及ぼすとみなされるような活動は慎重に回避している。
- IFACのコンプライアンス・プログラムは**世界中の135以上の国・地域**で、国際基準の採用を効果的に進め、その導入を支援している。
- 欧州の法令に定められていないにもかかわらず、**EU加盟国28か国**のうち**26か国**が**国際監査基準（ISA）**を採用している。

MORE THAN
100

JURISDICTIONS HAVE EITHER
DIRECTLY ADOPTED, OR
USE IAASB AND IESBA
STANDARDS

26 of 28

EUROPEAN UNION MEMBER
STATES HAVE ADOPTED
INTERNATIONAL STANDARDS
ON AUDITING (ISA).

基準の正当性は、SSBの代表メンバーの構成、厳格かつ透明性のある適正手続、公益保護モデルの構造に支えられている。

Enhancing the Current Model

デジタル時代特有の問題に対応するため、IFACは基準設定の妥当性、革新性、応答性を確保することにコミットしている。また、基準設定モデルを定期的に見直し、現行のモデルをさらに改善できる強化策の可能性がないか評価することを支援する。このような強化案の検討にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ **変更を求める根拠の理解** 特に懸念点の実証されていない場合や、“認識 (Perception)” に論点が置かれている場合、そして基準の品質に関する不備でないような場合、多くの利害関係者にとっては、現行のシステムに根本的な変更を必要とする理由が明確でない。
- ・ **変更によってもたらされる影響** 現行モデルに対するいかなる変更も、不要な導入リスクを回避し、意図せぬ結果が生じてしまう可能性を慎重に考慮し、すべての利害関係者から幅広く同意を得なければならない。
- ・ **国際基準 対 国内基準** 国際基準の設定は国内基準の設定と大きく異なる。
 - ・ 国際基準設定主体には基準の採用を義務付ける権限がない。その代わりに、国際基準設定主体は主要な利害関係者からの支持を取り付ける。
 - ・ 基準の採用を要求する法的地位を持たないことから、IAASBとIESBAはその専門的信頼性、代理性、定められた手続に則った基準設定（デュー・プロセス）の徹底を通じて各国・地域に採用を促そう努めている。
 - ・ これは、法に基づく強制権限を持つ国内基準設定主体とは対照的である。公開草案による意見募集やデュー・プロセスは、しかるべき正当な注意義務を払ったかどうか（デューデリジェンス）を主眼としたものである。従って、（基準が）幅広く受け入れられることが望ましいが、必須ではない。
- ・ **公益に資する** 国際基準は公共の利益のために開発される国際公共財であり、いずれか一つの地域のためのものではない。多くの国には独自の基準を開発する資源や能力がなく、国際的なSSBに依存している。
- ・ **リスクの認識** バランスが保たれた複数の利害関係者から構成される基準設定モデル（マルチステークホルダーモデル）の原則から逸脱すると、すべての公益的要素が適切に考慮されないリスクが生じる。
- ・ **基準設定における専門家の関与の担保** 専門家が適切に関与していない場合、基準が開発されても採用・導入が容易ではない可能性がある。または、不適切に、そして意図せずに大きなコストを企業に転嫁してしまう可能性がある。
- ・ **グローバル・リプレゼンテーション** 基準設定において、グローバルな視点でさまざまな利害関係者の意見が反映される機会が低減すると、国内の諸事情に基づく変更、修正、改訂の可能性が高まり、世界的に受け入れられ、一貫して採用される基準の便益と適切性が大幅に低下する。

IFAC Recommendations

強化案については、以下の3つの大きな項目に分けて検討する必要があるとIFACは考える。

独立性の認識

- ・ **独立性のあるガバナンス** 独立性に対する認識をさらに強化するために、指名委員会（NC）の議長は、IFAC、モニタリング・グループ（MG）、公益監視委員会（PIOB）から完全に独立するべきである。
- ・ **各利害関係者の意見の反映 - NC** NCは、会計プロフェッションとその他の利害関係者から推薦された同数の代表者により構成されなければならない。専門的な基準設定審議会へのメンバーの指名の有効性を評価するには、専門的知識が不可欠である。NCのメンバーは、NCのデュー・プロセスを監視・承認する機関から指名された者でない、またはそのような機関のメンバーではないことが不可欠である。
- ・ **信頼性** NCが実施する手続の厳格性は、手続の信頼性と正当性確保のために維持されなければならない。
- ・ **各利害関係者の意見の反映 - SSBs** SSBにおいて会計プロフェッションが支配的役割を担っているのではないかという認識をさらに解消するために、そのメンバー構成は、基準の利用者、規制当局、会計プロフェッションなどの国際基準に関係するさまざまな利害関係者の要素を踏まえて検討されるべきである。
- ・ **資金調達モデルの改革** 関係するすべての利害関係者から支持を得るために、資金調達モデルを改革する必要がある。改革を通じて潜在的な利益相反をさらに軽減し、複数の利害関係者による構造を強化することができる。現在の資金調達は、IFACと、国際的な規制当局コミュニティからの小規模な資金提供に依拠している。

運営プロセスとその効率性

- ・ **専門的業務の水準** 高品質で、広範に採用される基準が今後も開発されるよう、SSBの規模と詳細な専門的業務へ焦点を置く現在の運営は維持されなければならない。
- ・ **基準設定の速度** IAASBとIESBAによる基準設定は、同種の目的を持つ団体である国際会計基準審議会（IASB）や米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）などよりも迅速であるが、SSBとPIOBの間で議論・合意されたデュー・プロセスの改善（新たな問題への柔軟な対応など）を通じて、さらに加速することができる。

ガバナンス構造

- ・ **デュー・プロセス監視** PIOBは本来の使命に立ち戻り、デュー・プロセス監視のみに焦点を当てる必要がある。公共の利益の保護は単一の利害関係者が負う責任ではない。PIOBは、透明性、説明責任、地理的多様性を前提とした真の複数の利害関係者による監視機関としての役割を明確化・強化するため、「適正手続監視委員会（Due Process Oversight Board）」と改名する必要がある。
- ・ **透明性** 審議と意思決定の透明性を担保するため、PIOBのすべての会議と議案を一般に公開すること。

2017年6月にInternational Federation of Accountants (IFAC) が英語で公表した、本文書「Standard Setting in the Public Interest: Enhancements for the Future」は、2017年7月に日本公認会計士協会により日本語に翻訳され、IFACの許可を得て使用されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性及び完全性、又はその結果起こり得る行動に対して一切責任を負わないものとする。
Standard Setting in the Public Interest: Enhancements for the Future（英語版）© 2017年 International Federation of Accountants (IFAC) 不許複製・禁無断転載
Standard Setting in the Public Interest: Enhancements for the Future（日本語版）© 2017年 International Federation of Accountants (IFAC) 不許複製・禁無断転載
原題：Standard Setting in the Public Interest: Enhancements for the Future, June 2017